

出張報告書

幹 事 長 印	経 理 責 任 者 印

令和元年7月23日

幹事長

坂上巳生男殿

出張者氏名 江川慶子 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

2. 出張日時 令和元年7月24日～26日

3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）

JR難波大阪府保険医協会 MDホールにて開催

4. 旅 費

①参加費 40,000円

②交通費 熊取～JR難波記載（640×往復×3日間）3,840円

③その他 振込料 200円

合計 44,040円

5. 報 告

大阪社保協が行う議員のための社会制度に関する研修会です。報告は別紙にて報告します。

2019年度 大阪社会保障推進協議会「全国地方議員社会保障研修会」

日時 7月24日(水)から26日(金)

会場 大阪府保険医協会 MDホール

交通費 熊取駅⇄JR難波 (640円×往復×3日間)

6講座を、それぞれ3時間の集中講義が行われました。

① 7月24日(水) 10時から13時

「女性と子どもの貧困～若年出産を経た女性30人へのインタビュー調査と中心に～」

講師は武輪敬心先生(奈良女子大学大学院人間文化研究科・スクールソーシャルワーカー・社会福祉士)

子どもの貧困は、大人の貧困、女性の貧困と密接につながっている。特に女性の貧困は社会問題になりにくい。ジェンダー家族、男女の2分法 チャイルドペナルティが現実であり、その解決は低賃金と不安定雇用などの今の働き方では、解決にならない。また、19歳以下での若年出産について調査された結果、望まない出産ではなかったとの報告。自分が虐待を経験し安定した家庭を持ちたいという思いから発生したケースが多い。しかし妊娠を隠すがゆえに、母体への配慮がない劣悪の中で出産や退学を余儀なくされること。中卒の収入は平均年117万円。高卒は171万円。働くことで解決できない。アメリカでは「母親高校」があり社会的サポートがある。貧困に陥る手前で支援することが社会全体の利益になるとのことである。若年出産は性非行からではなく社会的困窮から生じているという認識をもって、貧困の連鎖がおこらない取り組みが必要だと思った講義でした。

② 14時から17時 「介護保険制度改定の動向～変質させられる市町村機能」

講師 日下部雅喜先生 (大阪社保協介護保険対策委員長)

国が進める介護保険政策は、市町村機能を変質させていく。保険者機能強化推進交付金200億円によるインセンティブ政策誘導が行われている。町職員が国や府から言われてするのではなく、自らの住民の立場で考えること。

ヘルパー資格を持っている人がしっかりやる気を持てる制度にすることが大事。

ケアプランの有料化の動きもあり、根拠をしっかりと法的な学習を強めていく必要を感じました。

③ 7月25日(木) 10時から13時

「介護保険65歳問題と共生社会を考える」

講師 雨田信幸先生 (きょうされん大阪支部・事務局長)

初めに、優生保護法被害問題と障害者雇用水増し問題・老障介護について解説がありました。差別と偏見、家族への自己責任の押し付けがあること。「障害」とは個性ではないので「害」を「がい」で根本問題を遠ざけるような安易な変更は勝手にしない。とのお話

でした。特に点字で障害者に伝える場合、当て字は非常に伝えにくいとのことです。

介護保険 65歳問題は、障害者自立支援法で受けてきた方が65歳になると介護保険が優先されることにより、介護認定や利用料の1割負担など発生するなど障害者へ負担やサービス低下が起こっている。浅田訴訟を通して、介護保険を申請しない選択もあるとのこと。介護保険は保険料の中で行われるため、入ると障害者分も介護保険料の枠の中になるのかえって介護保険会計を圧迫するとの話もありました。

④ 14時から17時

「人口減少時代の自治体政策を考える」

講師 中山 徹先生（奈良女子大学教授）

政府が進める国土と地域の再編、人口減少と高齢化の状況、日本は100年後には100年前の人口に戻る。人口減少率先進国1位になるとのこと。政府が国土と地域を再編する目的は、①国際競争の加速化 ②人口減少、少子高齢化→日本の大企業が国際競争に勝ち残るための再編 ③人口減少下で大手建設業、不動産業、鉄鋼業など大手企業の儲けを確保するため。再編の内容は①国土と大都市圏の再編 ②地方の再編 ③農村、中山間地域の再編 ④コミュニティの再編 その具体的なものを図で示して説明がありました。自治体が「開発型自治体」「削減型自治体」になるのか、現在の町の姿勢は後者のように思う。財政状況の悪化にともない歳出削減をだらだらとつづけている自治体は将来展望はほとんどないとの厳しい指摘は当たっていると思う。今後、地域での共同をどう作っているか、共同側の政策能力を高め検証が違いを乗り越える要とのお話がありました。

⑤ 7月26日（金）10時から13時

「憲法・生活保護の基本から基本的人権、生存権とはなにか」

講師 尾藤廣喜先生（弁護士・日弁連貧困問題対策本部副本部長）

初めに講師先生の経歴から説明がありました。医療保険制度は上からの制度論であり、生活保護は下からの制度論である。憲法第25条を直接受けた制度であること。生活保護法の目的は「自立を助長すること」「無差別平等の原理」。最低生活保障の原理は、「健康で文化的な生活水準」でなければならないことから相談事例が紹介されました。お風呂がない世帯・人工透析費用の公費負担。そういった相談活動により、高額医療費の償還払い制度の導入など全体の生存権の力となった。生活保護制度は制度担当者の力量と自治体の姿勢が問われているとの指摘もあった。日本の捕捉率は非常に低い。政治や社会の矛盾が生活保護へと負担がいつている。「生きるか死ぬか」ちゃんと生きていけるサポートができよう、熊取町も取り組んでいかなければならない。担当は岸和田子ども家庭センターが行い大阪府の事業となっているが、町でもしっかりと対応をはかれるよう注視し声を上げていきたい。

⑥ 14時から17時

「国保都道府県単位化と自治体での課題」

講師 神田敏史先生（神奈川県前国保制度改革担当職員）

はじめに国保の都道府県単位化をめぐる自治体の動きを振り返っての説明がありました。全国市長会、町村会の動き、医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針が2003年に出され国と地方の協議の場で基本方針の策定が行われた。後期高齢者医療制度の経過も併せて解説がありました。社会保障と税の一体改革の中で、消費税率引き上げという社会保障と税の一体改革として社会保障制度国民会議で協議されることとなる。

国保の保険料負担と被用者保険（協会けんぽ）の保険料負担について1兆円の根拠の説明もありました。国保制度改革の目的は、制度を持続可能なものとしていくことが制度改革の目的であること。国保料が高く生活が困難になっても制度の持続が大事だとの視点にたっているのがよくわかりました。資料がたくさんついているので、しっかり勉強して議会に生かしていきたいと思います。